明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

一　地域再生計画の作成主体の名称　北見市
二　地域再生計画の名称　ひと・まち・自然きらめく産業活力の創造～地域資源を活かした雇用拡大プロジェクト～
三　地域再生計画の区域の範囲　北見市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百九十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　江別市
二　地域再生計画の名称　江別市安心生活まちづくり推進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　江別市の区域の一部（大麻地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　特定地域再生事業費補助金（四の六）

○内閣府告示第百九十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森市
二　地域再生計画の名称　元気都市・あおもり「産品・人材」ブラッシュアップによる雇用拡大プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　青森市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百九十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　遠野市
二　地域再生計画の名称　遠野みらい創りカレッジ（遠野民俗学大学院構想）による地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　遠野市の区域の一部（土淵町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　特定地域再生事業費補助金（四の六）

○内閣府告示第百九十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　二戸市並びに岩手県九戸郡軽米町及び九戸村並びに二戸郡一戸町
二　地域再生計画の名称　魅力ある地域資源と基幹産業の融合による「二戸地域雇用創出プラン」
三　地域再生計画の区域の範囲　二戸市並びに岩手県九戸郡軽米町及び九戸村並びに二戸郡一戸町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百九十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　秋田県雄勝郡羽後町
二　地域再生計画の名称　「道の駅」を拠点としたものづくりと6次産業による雇用創造プラン
三　地域再生計画の区域の範囲　秋田県雄勝郡羽後町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百九十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　米沢市
二　地域再生計画の名称　米沢の地域資源活用による産業（ものづくり・観光・商業）活性化と雇用拡大プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　米沢市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百九十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　南陽市
二　地域再生計画の名称　産業構造の弱点を補強、建設業及び農業のアンマッチを解消、雇用拡大により、みんなの笑顔づくり！～新たな視点からバランスのとれた地域活性化プロジェクト～
三　地域再生計画の区域の範囲　南陽市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

○内閣府告示第百九十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木市
二　地域再生計画の名称　〝自然〟〝歴史〟〝文化〟が息づくまち〝とちぎ〟水活力再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　栃木市の区域の一部（岩舟町を除く地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県芳賀郡益子町
二　地域再生計画の名称　道の駅を起爆剤に！産業と雇用の創出を～陶芸の郷ましこブラッシュアッププロジェクト～
三　地域再生計画の区域の範囲　栃木県芳賀郡益子町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）